令和８年（フ）第５９号
香川県高松市木太町2078番地１　ラルジュ玉藻706号室
破産者　福家　稔和
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１５７号
香川県高松市成合町1433番地１
破産者　松下　理賀
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１０号
長崎県南島原市加津佐町己2934番地２、前住所長崎県雲仙市小浜町富津987番地
破産者　田中　斗登
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和７年（フ）第５７９号
鹿児島県霧島市隼人町姫城2717番地７
破産者　井手　康治
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１９５号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原3871番地１、前住所鹿児島市武岡４丁目27番10号　ユニキューブ武岡１－Ａ号
破産者　田中　　賢
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３４号
北海道小樽市奥沢３丁目５番２号
破産者　田中　寿人
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第５３号
北海道紋別郡遠軽町向遠軽272番地１　自衛隊
破産者　佐藤　大作
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第７号
宮城県遠田郡美里町平針字江合30番地１
破産者　大石　和子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第４９号
宮城県石巻市鹿又字山下東57番地１　有料老人ホームアットホームふれあいの家、前住所宮城県石巻市貞山２丁目１番15号
破産者　及川　茂男
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１９号
秋田県由利本荘市岩城福俣字蔵下54番地２
破産者　高橋　重雄
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

令和８年（フ）第２３号
山形県新庄市下金沢町15番11号、居所神奈川県厚木市森の里３－12－３　森の里ベルブリーズ106号室
破産者　福原　和輝
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第２４号
福島県福島市堀河町１番65号　チェリーハウスＡ－２号、旧住所山形県新庄市沖の町４番40号
破産者　柿崎　佑太
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第１５６号
茨城県つくばみらい市陽光台３丁目９番地３　アプローズスクエアＡ－201
破産者　獅々戸稲穂（旧姓西田）
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１６９号
茨城県石岡市北府中三丁目４番15号
破産者　山﨑　友美（旧姓小山）
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第３４３５号
横浜市神奈川区大口通135番地９　塚平ビル404
破産者　成瀬　裕次
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９２２号
横浜市青葉区藤が丘１丁目１番地２　パストラル藤が丘第２　306号
破産者　近藤　俊一
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４４８号
群馬県太田市新井町523番地５、開始決定時の住所横浜市神奈川区三枚町241番地３　三枚ハウスⅡ　102号
破産者　城代　直美（開始決定時の氏名　田島直美）
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部